

## 西予市事前審査型一般競争入札実施要領

平成 20 年 4 月 1 日

西予市告示第 52 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 5 の規定に基づき本市が発注する建設工事の入札、契約における透明性、競争性及び公共性を確保するため、西予市契約規則(平成 25 年西予市規則第 13 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか事前審査型一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 一般競争入札に付する建設工事は設計金額が 1 億 5,000 万円以上のものとする。ただし、災害復旧工事等急施を要する建設工事その他一般競争入札によることが適当でないと市長が認める建設工事については、一般競争入札の対象としないことができる。

(入札の公告等)

第 3 条 市長は、前条の規定により一般競争入札に付するときは当該入札に関する公告内容を市の掲示場及びホームページにおいて公表する。

(入札参加資格)

第 4 条 規則第 2 条第 1 項に規定する必要な資格は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 市の建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。(工事種別及び参加業者の規模等を明示すること)
- (3) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。
- (4) 当該工事と同種・同程度の工事の施工実績があること。
- (5) 当該工事に配置を予定する監理技術者が適正であること。
- (6) 総合評価落札方式の場合は、総合評価に係る施工実績等が適正であること。(総合評価に係る評価項目、評価基準等を明示すること。)
- (7) 西予市建設工事指名停止処分要綱(平成 16 年西予市告示第 583 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) その他工事毎に必要なと認める事項

(入札参加資格の決定)

第 5 条 前条に規定する資格は、西予市競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て市長が決定するものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出及び受付)

第6条 一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(その添付資料及び総合評価落札方式の場合は総合評価に係る資料を含む。様式第2号。以下「資料」という。)の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書及び資料は、公告において示す様式に従い参加希望者が提出するものとし、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。

3 公告において示す様式は、申請書については様式第1号に、資料については様式第2号に準じて作成するものとする。

4 申請書及び資料の受付は、入札所管課において行うものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は審査会の審査を経て、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 市長は所定の期限までに入札参加資格の確認の結果を入札参加資格確認通知書(様式第3号)により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。なお、入札参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を通知するものとする。

4 前項の通知は、原則として申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内(西予市の休日を定める条例(平成16年西予市条例第2号)第1条に規定する市の機関の休日(以下「休日」という。)を含まない)に行うものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格がないと認められた者は前条第3項の通知をした翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、入札所管課へ書面を持参することにより行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 市長は、原則として、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求

めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 市長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の通知を取消し、前項の回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

5 市長は、前項の通知を行う場合は、審査会の審査を経て行うものとする。

6 現場説明会は、第3項及び第4項の手続きが終了していることを確認のうえ実施するものとする。

(設計図書の閲覧)

第9条 設計図書等は、閲覧するものとし、閲覧時期、閲覧場所及び閲覧方法を公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、入札執行日の前日まで行うものとする。

4 設計図書等に対する質問書(様式第4号)の提出があった場合は、その質問に対する回答書(様式第5号)を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかに加するものとする。

5 質問書の提出は受付場所への持参により行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

6 質問書の受付期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

7 質問書の受付期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札執行日の5日前(休日を含まない。)までとするものとする。

8 質問書の受付は、入札所管課とする。

9 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

10 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後(休日を含まない)までに開始し、入札執行日の前日に終了するものとする。

11 質問に対する回答書の閲覧場所は入札所管課とする。

(現場説明会)

第10条 市長が必要と認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨並びに現場説明会を行う日時及び場所等を公告において明らかにしなければならない。

3 現場説明会を行う日は、第8条の入札参加資格がないと認められた者に対する

理由の説明手続きが終了した以降とし、原則として、入札執行日の7日前まで(休日を含まない)とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金については規則第5条第1項及び第6条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし規則第5条第2項に該当するものについては免除することがある。

2 契約保証金については規則第34条及び第36条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし規則第35条に該当するものについては免除することがある。

(入札の執行)

第12条 入札の執行に先立ち、入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札に際し、入札参加者に工事費内訳書(様式第6号)の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(落札の決定)

第13条 入札執行者は、開札の執行後(総合評価落札方式の場合は、開札を執行し、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札参加者について評価値の算出を行った後)、最低価格入札者(総合評価方式の場合は最高評価値入札者。以下この項において同じ。)を落札者として決定し、入札額、業者名を口頭により通知する。なお、入札の結果、規則第10条第1項の基準を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、低入札価格調査制度に基づく調査を行う旨を併せて通知する。

(落札者として決定しなかった者に対する理由の説明)

第14条 総合評価落札方式の場合で、落札者として決定されなかった者は、前条の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して落札者として決定しなかった理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 落札者として決定されなかった者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第 15 条 市長は、公告に示した競争に参加する者に必要な資格がない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得、現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨、並びに市長により入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札執行時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(その他)

第 16 条 総合評価落札方式の場合は、この告示に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ([平成 23 年告示第 90 号](#))

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ([平成24年告示第104号](#))

この告示は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 ([平成25年告示第59号](#))

(施行期日)

1 この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に西予市財務規則(平成16年西予市規則第48号)の規定によりなされた契約に係る手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 ([令和 5 年西予市告示第68号](#))

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

## 入札参加資格確認申請書

年 月 日

西予市長 様

住所  
申請者 商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

年 月 日付けで入札公告のありました 工事に係る入札に参加  
する資格について確認くださるよう、次の書類を添えて申請します。  
なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札参加資格確認資料(様式第2号(その1)(その2))

入札参加資格確認資料 (同種工事の施工実績)	
商号又は名称 _____	
工 事 名 等	工 事 名
	発 注 機 関 名
	施 工 場 所
	契 約 金 額
	工 期
	受 注 形 態 等
(該当するに印を付すこと。) <input type="checkbox"/> 単体	年 月 日 から 年 月 日
<input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 _____%)	
工 事 概 要 等	規 模 ・ 寸 法
	構 造 形 式
	使 用 機 材 数 量
	設 計 条 件

- 注1 施行場所については、市町村名まで記入すること。
- 2 受注形態等の( )内は、共同企業体の形態における自己の出資比率を記入すること。
- 3 施工実績を証する書類を添付すること。



様式第3号(第7条関係)

入札参加資格確認通知書

年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

西予市長

先に申請のあった〇〇〇〇工事にかかる入札競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入札公告日	年 月 日	
工 事 名	工事	
入札参加資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認められた理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに入札所管課へその旨を記載した書面を提出して下さい。





様式第6号(第12条関係)

工事費内訳書

年 月 日

西予市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所

工事区分名称	数量	単位	金 額(円)	備 考
入札書記載価格				

※ 裏面の注意事項に基づき記載すること。

(裏面)

**【注意事項】**

- (1) 入札時に提出する工事内訳書は、入札書に記載する見積り金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
  - (2) 表が不足する場合は、行を追加すること。複数枚となってもよい。
  - (3) 内訳は、当該工事の閲覧に供した設計書の項目に対応させて作成することとし、当該工事費内訳書の工種(第2段階レベル)の項目以上を記載すること。
    - ア 土木関係工事(土木工事積算基準によるもの)
      - ①工事区分：第1段階のレベル
      - ②工種：第2段階のレベル
      - ③種別：第3段階のレベル
    - イ 建築関係工事(公共建築工事積算基準によるもの)
      - ①種目：第1段階のレベル
      - ②科目：第2段階のレベル
      - ③中科目：第3段階のレベル
- 閲覧設計書に基づいて各項目の数量・単位・金額を記載すること。
- (4) 入札書記載価格は、入札書の見積金額と必ず一致していること。また、消費税相当額を含まない額とする。
  - (5) 工事費内訳書は、積算内訳を明らかにするものであることから「端数処理」や「値引き」、「割引」など減額項目を記載しないこと。